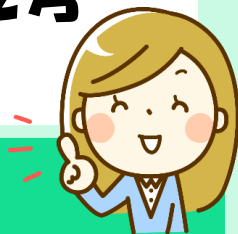


かまがや消費生活センターだより第42号 理解度チェック(回答)



台風シーズン到来！ 災害に便乗した悪質な勧誘にご注意ください

【回答】

①工事をする場合、複数の事業者の見積もりを比較した方がいい。

【答え】 ○

複数の見積もりを比較するなど慎重に検討し、修理が不要な場合はきっぱり断りましょう。

②経年劣化による損傷と知りながら、自然災害などの事故による損傷と申請するなど、うその理由で保険金を請求すると、詐欺罪に問われる可能性がある。

【答え】 ○

経年劣化による損傷と知りながら、自然災害などの事故による損傷と申請するなど、うその理由で保険金を請求すると、保険会社から保険金の返還請求や保険契約の解除をされたり、詐欺罪に問われたいする可能性もあります。絶対にしないでください。

出典：消費者庁、国民生活センター「くらしの豆知識2022年版」より

契約についてや、身に覚えのない請求、不審な電話・メールなど、お困りの際は、
鎌ヶ谷市消費生活センターに
お気軽にご相談ください。



場所：鎌ヶ谷市役所 2階商工振興課内

電話：047-445-1246（予約優先）

時間：平日（年末年始・祝日除く） 10時～12時 13時～16時